

令和 7 年度
包括外部監査の結果報告書
(概要版)

外郭団体に関する財務事務の執行について

包括外部監査人
公認会計士 都 成哲

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

○報告書中の表の数値は、端数未満の金額は切り捨て、比率は四捨五入している。したがって端数処理の関係上、合計とその内訳が一致しない場合がある。

○外部監査を通じて発見した、指摘すべき事項、意見を付すべき事項について、それぞれ、【指摘】、【意見】として記述した。それぞれの内容は以下のとおりである。

【指摘】 「法令や規則等に違反している事項、著しく不当な事項等」

【意見】 「規則違反ではないが、自治体運営の経済性・効率性・有効性を踏まえた結果、改善することが望ましい事項」

目次

第1 外部監査の概要.....	1
1 外部監査の種類.....	1
2 選定した特定の事件（テーマ）.....	1
3 事件を選定した理由.....	1
4 外部監査の対象期間.....	2
5 外部監査の実施期間.....	2
6 包括外部監査人及び補助者.....	2
7 利害関係.....	3
第2 外郭団体の概要	4
1 岡崎市における外郭団体の概要.....	4
第3 監査の方法	5
1 主な監査視点.....	5
2 主な監査手続.....	6
3 監査の対象.....	8
第4 監査の結果（総括）	10
1 監査結果の指摘・意見の数.....	10
2 監査結果の要約.....	11
第5 監査の結果（総論）	15
1 岡崎市土地開発公社.....	17
2 社会福祉法人岡崎市福祉事業団.....	19
3 公益財団法人岡崎幸田勤労者共済会.....	20
4 株式会社岡崎情報開発センター.....	28
5 公益財団法人岡崎市学校給食協会.....	32
6 株式会社岡崎さくら電力.....	37
7 株式会社もりまち.....	39

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

「外郭団体に関する財務事務の執行について」

3 事件を選定した理由

自治体の外郭団体は、公共性と企業性を併せ持ち、地域住民の暮らしを支える事業を行う重要な役割を担う一方で、経営が著しく悪化した場合には、地方公共団体の財政に深刻な影響を及ぼすことが懸念される。総務省では、「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総財公第101号総務大臣通知）及び「第三セクター等の経営健全化等に関する指針の策定について」（平成26年8月5日付け総財公第102号総務省自治財政局長通知）により、各地方公共団体において、関係を有する第三セクター等の外郭団体について効率化と経営健全化に取り組むこと、特に、地方公共団体に相当程度の財政的なリスクが存在する第三セクター等の外郭団体において、経営が著しく悪化している場合には、抜本的改革を含む経営健全化に速やかに取り組むことを要請している。

岡崎市（以下「市」という。）では、市の出資比率が25%以上の団体を外郭団体と定めており、令和6年度末現在で7団体が該当している。外郭団体は、公の施設の管理をはじめ、市民サービスの供給において市行政の補完的な役割を担うべく、柔軟で多様な事業展開を行っている。

ここ最近においては、市の外郭団体の一つである「株式会社岡崎さくら電力」は、令和3年4月期から債務超過となったため、令和4年8月に料金改定を行い抜本的改革に取り組み、令和5年4月期から債務超過を脱した。また、総務省通知に基づき令和5年1月には「株式会社岡崎さくら電力の経営の健全化に関する計画」を公表した経緯がある。

また、市では、令和6年度において、外郭団体へ少なからぬ委託料、補助金等の支出を行っている。そのため、外郭団体が担う事業の経済性、効率性、有効性についても十分に留意しなければならない。

以上の点を踏まえ、外郭団体に関する財務事務の執行について、その合規性に加え、経済性、効率性、有効性の観点から検討することは、大きな意義があると判断し、市民の関心も高いと思われることから、監査テーマとして選定した。

4 外部監査の対象期間

原則として令和6年度。

ただし、必要に応じて令和5年度以前及び令和7年度も対象とした。

5 外部監査の実施期間

自：令和7年5月28日 至：令和8年2月10日

6 包括外部監査人及び補助者

(1) 包括外部監査人

都 成哲 （公認会計士）

(2) 補助者

内田 充幸 （公認会計士）

伊藤 資子 （公認会計士）

石黒 由紀 （公認会計士）

吉野 公美 （公認会計士）

加藤 健斗 （公認会計士）

岡本 周二 （公認会計士）

臼井 博昭 （公認会計士）

稲葉 民和 （日本公認会計士協会準会員）

7 利害関係

包括外部監査人及び補助者は、いずれも監査の対象とした事件について地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 外郭団体の概要

1 岡崎市における外郭団体の概要

(1) 岡崎市の外郭団体の定義

市では、市の出資比率が25%以上の団体を外郭団体と定めている。

(2) 岡崎市の外郭団体一覧

市における外郭団体は以下の7団体である。

	団体名	所管部署
1	岡崎市土地開発公社	財務部行政経営課
2	社会福祉法人岡崎市福祉事業団	総括的に所管している部署は令和6年度末現在ない※
3	公益財団法人岡崎幸田勤労者共済会	経済振興部商工労政課
4	株式会社岡崎情報開発センター	総務部情報システム課
5	公益財団法人岡崎市学校給食協会	教育委員会事務局教育政策課 学校給食センター
6	株式会社岡崎さくら電力	環境部ゼロカーボンシティ推進課
7	株式会社もりまち	経済振興部中山間政策課

(出典：市資料から監査人作成)

※詳細についてはP15「②社会福祉法人岡崎市福祉事業団の総括的所管部署について」を参照。

第3 監査の方法

1 主な監査視点

■ 団体の存続意義、有効性

- ✓ 団体の事業に公益性、公共性があるか
- ✓ 団体の事業は公益的目的に照らして有効に行われているか

■ 経営管理事務

- ✓ 取締役及び監査役の選任、取締役会の事務について適正に行われているか
- ✓ 理事、監事及び評議員の選任、理事会及び評議員会の事務について適正に行われているか
- ✓ 労務管理事務について適正に行われているか
- ✓ 情報管理事務について適正に行われているか
- ✓ その他団体のガバナンスは妥当か

■ 財務会計事務

- ✓ 現金管理について適正に行われているか
- ✓ 債権管理について適正に行われているか
 - 未収債権の滞留管理は適切か
- ✓ 資産管理について適正に行われているか
 - 資産の実査は行われているか
 - 資産の保全状況は適切か
- ✓ 資産の評価について適正に行われているか
 - 遊休資産は無いか
- ✓ 負債が網羅的に計上されているか
 - 未払金は網羅的に計上されているか
 - 引当金は網羅的に計上されているか
- ✓ 収益処理、経費処理が適切に行われているか
 - 伝票や元帳などの内部管理は適切か
 - 請求書や領収書などの証票書類の管理は適切か

2 主な監査手続

■ 団体の存続意義、有効性

- ✓ 団体の事業が公益的な目的に整合しているかについて、関連資料の閲覧、担当者への質問などにより検討した。
- ✓ 団体の事業は公益的目的に照らして有効に行われているかについて、成果指標の過去の推移、今後の計画などの資料の閲覧、担当者への質問などにより検討した。

■ 経営管理事務

- ✓ 取締役及び監査役の選任、取締役会の事務について適正に行われているか関連資料の閲覧、担当者への質問などにより検討した。
- ✓ 理事、監事及び評議員の選任、理事会及び評議員会の事務について適正に行われているか関連資料の閲覧、担当者への質問などにより検討した。
- ✓ 労務管理事務について適正に行われているか関連資料の閲覧、担当者への質問などにより監査を行った。
- ✓ 情報管理事務について適正に行われているか関連資料の閲覧、担当者への質問などにより監査を行った。
- ✓ その他団体のガバナンスの妥当性について関連資料の閲覧、担当者への質問などにより検討した。

■ 財務会計事務

- ✓ 現金管理について適正に行われているか、現金の実査、管理状況の視察、現金出納帳を含む関連資料の閲覧などにより検討した。
- ✓ 債権管理について適正に行われているか、未収債権の滞留管理資料を含む関連資料の閲覧、担当者への質問、入金状況の確認などにより検討した。
- ✓ 資産管理について適正に行われているか、資産の実査、資産保全状況の視察、固定資産台帳を含む関連資料の閲覧などにより検討した。
- ✓ 資産の評価について適正に行われているか、遊休資産は無いかについて関連資料の閲覧、担当者への質問などにより検討した。
- ✓ 負債が網羅的に計上されているか、未払金明細や翌年度元帳などの関連資料の閲覧、引当金内容の吟味などにより検討した。

- ✓ 収益処理、経費処理が適切に行われているか、伝票や元帳などの内部管理資料と請求書や領収書などの証票書類との突合などにより検討した。

上記の主な監査手続のほか、各団体固有の状況に応じて監査手続を追加して実施した。

3 監査の対象

以下を監査の対象とした。

(1) 財務部行政経営課

財務部行政経営課は、市の外郭団体に関する事務を行う部署であるため、監査の対象とした。

(2) すべての市の外郭団体及び所管部署

具体的には以下のとおりである。

	団体名	所管部署
1	岡崎市土地開発公社	財務部行政経営課
2	社会福祉法人岡崎市福祉事業団	総括的に所管している部署は令和6年度末現在ない※
3	公益財団法人岡崎幸田勤労者共済会	経済振興部商工労政課
4	株式会社岡崎情報開発センター	総務部情報システム課
5	公益財団法人岡崎市学校給食協会	教育委員会事務局教育政策課 学校給食センター
6	株式会社岡崎さくら電力	環境部ゼロカーボンシティ推進課
7	株式会社もりまち	経済振興部中山間政策課

(出典：市の資料から監査人作成)

※社会福祉法人岡崎市福祉事業団については、総括的に所管している部署は令和6年度末現在ない。しかし、事業団については以下の部署が各業務で関与しているため、各業務に関連した検出事項があった場合には、該当部署についても調査とすることとした。

社会福祉法人岡崎市福祉事業団の主な事業と市の関係部署

部署	団体への委託業務など
こども発達相談センター	こども発達支援業務
	児童発達支援センター運営補助業務
	早期発達支援業務
こども部家庭児童課	DV・家庭相談業務
	産前産後家庭支援業務
福祉部ふくし相談課	生活支援体制整備業務
	地域包括支援センター支援業務
	在宅医療介護連携業務
	地域ケア会議推進業務
福祉部介護保険課	介護サービス確保対策事業補助業務
	要介護認定心身状況調査業務
	介護支援専門員支援業務
福祉部障がい福祉課	障がい者地域生活支援業務
	障がい支援区分認定業務
福祉部長寿課	高年者センター管理運営業務
	地域福祉センター管理運営業務
	高齢者保健事業・介護予防一体的の実施業務
	高齢者短期保護業務
	介護予防普及啓発業務
	介護予防・生活支援サービス業務
	認知症施策推進業務
保健部健康増進課	自殺予防対策業務
市立看護専門学校	実習関係業務

(出典：市資料より監査人作成)

第4 監査の結果（総括）

1 監査結果の指摘・意見の数

(1) 指摘・意見の数

監査結果の指摘・意見の数は以下のとおりである。

	指摘	意見
総論	0	3
各論	22	27
合計	22	30

(2) 対象団体・所管部署別の指摘・意見の数

監査結果の対象団体・対象所管部署別の指摘・意見の数は以下のとおりである。

	団体	所管部署	指摘			意見		
			団体	所管	計	団体	所管	計
総論	-	行政経営課	0	0	0	0	3	3
各論	土地開発公社	行政経営課	2	0	2	2	0	2
	福祉事業団	-	2	0	2	1	0	1
	勤労者共済会	商工労政課	4	0	4	7	2	9
	情報開発センター	情報システム課	2	2	4	2	1	3
	学校給食協会	教育政策課 学校給食センター	2	1	3	4	2	6
	さくら電力	ゼロカーボンシティ 推進課	0	0	0	3	0	3
	もりまち	中山間政策課	6	1	7	3	0	3
	計		18	4	22	22	5	27
合計			18	4	22	22	8	30

2 監査結果の要約

各監査結果の要約は以下のとおりである。

	団体	所管 部署	監査結果	指摘		意見		参 照
				団 体	所 管	団 体	所 管	
総 論	-	行政 経営 課	①外郭団体に対する市の指導・監督について 具体的な指導・監督の方針や基準を策定し、所 管部署の団体に対する指導・監督を支援するこ とが望ましい。				1	P15
			②社会福祉法人岡崎市福祉事業団の総括的所管 部署について 総括的に団体を所管している部署を適切に割り 当て、団体の事業経営を総括的に指導・監督を 行うことが望ましい。				1	P15
			③市の団体に対する関与のあり方検討体制につ いて 団体の債務超過を回避できるよう体制を整える ことが望ましい。				1	P15
各 論	土 地 開 発 公 社	行政 経営 課	①出納主任の任命について 出納主任の任命を行う必要がある。	1				P17
			②有利子負債の削減について 利用目的のない資金を利用し、有利子負債の削 減を検討することが望ましい。			1		P17
			③インターネットバンキングの権限設定について 利用者 ID により振込登録権限と振込承認権限 を適切に区分する必要がある。	1				P17
			④保管金（予納金）の還付に係る会計処理につ いて 団体は還付された手数料を収益として計上する のではなく、市への返還を前提に預り金として 処理することが望ましい。			1		P18
	福 祉 事 業 団	-	①送迎者運転手当の支給について （こども発達支援センター） 特殊勤務手当の支給漏れが生じないよう、事務 体制を改善する必要がある。 （本部） 法人全体として、再発防止策を検討する必要が ある。	2				P19
			②固定資産管理シールの貼付ルールについて 固定資産の一部について、管理シールが剥がれ ていたため、新しく貼付することが望ましい。			1		P19
	勤 労 者 共 済 会	商工 労政 課	①会員数の拡大について 具体的な事業者数や会員数に関する目標設定を 行い、維持・拡大へ取り組むことが望ましい。			1		P20
			②理事及び評議員の会議の出席状況について 理事会及び評議員会を欠席している理事及び評 議員について、可能な限り出席を働きかけるこ とが望ましい。			1		P20

		③ ホームページにて公表している規程について 外部へ公表する規程の改正が行われた場合は、 速やかに公表内容も更新することが望ましい。			1		P21
		④ 慶事にかかる祝金の給付について より多くの支給対象者が祝金の受領対象である 旨を把握するため、働きかけを強めることが望 ましい。			1		P21
		⑤ 給付金にかかる会計処理について 発生主義による会計処理を行うことが望まし い。			1		P22
		⑥ 事業計画書及び収支予算書について 理事会等の承認を受けた事業計画書及び収支予 算書に沿った事業運営を行う必要がある。	1				P23
		⑦ 受取利息の計上漏れについて 上長が会計処理の承認の際に受取利息の計上漏 れを看過しないようにするための統制を整備す ることが望ましい。			1		P25
		⑧ 小口現金にかかる規程について 過度な現金の保有を避けるよう、規定を見直す 必要がある。	1				P25
		⑨ 市町から受領する補助金の負担割合について 岡崎市と幸田町の団体への補助金の負担割合に ついて、再検討することが望ましい。				1	P25
		⑩ スーツケースの貸出事業について 費用対効果を検討した上で、スーツケースの取 り扱いについて慎重に検討することが望まし い。			1	1	P26
		⑪ 現金売上の管理について 現金売上について、保管金額や預け入れ頻度の 検討を行う必要がある。 また、現金売上の担当については、複数名にて 管理を行うべきである。	1				P26
		⑫ 金庫の鍵の管理について 鍵の管理については厳重に行う必要がある。	1				P27
情 報 開 発 セ ン タ ー	情報 シス テム 課	① 経営健全化に向けた取組の支援について 市は、団体の経営再建をしっかりとサポート し、経営責任の明確化と徹底した効率化をとも に検討されたい。		1			P28
		② 市の団体への関与のありかたについて 市は、団体に対する関与のあり方が適切かどう かを検討することが望ましい。				1	P28
		③ 取締役会の開催頻度について 取締役会を 3 カ月に 1 回以上開催する必要があ る。	1				P29
		④ 経営資金について 団体は過剰な資金及び資本金の保有を是正す ることが望ましい。			1		P30
		⑤ 固定資産の管理方法について 固定資産番号管理及びリストを用いた実査を行			1		P30

			うことが望ましい。					
			⑥退職給付引当金の計上不足について 決算内容に誤りがないかを確認する必要がある。	1	1			P31
学 校 給 食 協 会	教育 政策 課 学校 給食 セン ター	①公印の管理について 印章管理規程を整備することが望ましい			1	1		P32
		②食育イベントの参加料徴収について 参加料の金額を検討、もしくは経費内容の見直しを行うことが望ましい。			1			P32
		③人事評価及び賃金制度運用に関するコンサル ティング業務の委託契約について 費用に見合った効果があるのかについて、業務 委託の必要性を検討することが望ましい。			1			P33
		④リース取引に関する会計処理誤りについて 1年以内に支払うリース債務は流動負債に計上 する必要がある。	1					P33
		⑤貯蔵品の決算手続について 切手等の消耗品について、期末時点における残 高を棚卸資産として計上する必要がある。	1					P34
		⑥補助金及び委託金の計算方法について 市からの補助金及び委託金の計算方法が、団体 側に費用を削減しようとする意識が働かない計 算方法となっている。				1		P35
		⑦補助金交付要綱の改正について 補助金交付内容に修正が生じた場合、適時に補 助金交付要綱についても改正を行う必要があ る。		1				P35
		⑧棚卸作業の実施について 団体が所有する貯蔵品の実在性を確認するた め、定期的に棚卸作業を実施し、現物確認を行 うことが望ましい。			1			P36
さ く ら 電 力	ゼロ カー ボン シテ ィ推 進課	①取締役会議事録への記載について 報告の事実を客観的に証明するために、取締役 会議事録等に内容を記録として残すことが望ま しい。			1			P37
		②押印管理簿の管理について 押印管理簿の管理状況を確認した事実を示すた め、総務部長が管理状況の確認を行った際に は、確認証跡を残すことが望ましい。			1			P37
		③会計システムの共通 ID の利用について 利用者ごとの個別 ID を付与し、認証と操作履 歴を記録する仕組みを導入することが望まし い。			1			P37
も り ま ち	中山 間政 策課	①持続的な組織運営に向けた人材戦略と制度の充実に ついて 長期的な人材確保の観点から人材戦略を検討 し、制度整備と組織運営の強化を図ることが望 ましい。			1			P39

		②経理規程の制定について 業務内容を整理したうえで、経理規程を作成することが望ましい。			1		P39
		③決裁権限規程及び稟議書等による承認記録の 保存管理について 業務の種類や金額に応じて、決裁権限を明確に 定めた規程を策定することが望ましい。			1		P39
		④仕訳起票（会計記録）と出納（現金・預金管 理）の職務分離について 仕訳起票と出納業務を別の担当者が行う体制を 構築しなければならない。	1				P40
		⑤インターネットバンキングにおける権限分離 の重要性について インターネットバンキングシステム上で振込登 録と振込承認の権限を分離する必要がある。	1				P40
		⑥契約未締結のまま外部倉庫に自社在庫を保管 していることについて 市は、土地・建物のそれぞれの所有関係を整理 する必要がある。 そのうえで団体は、保管場所の使用に関する契 約を締結し、棚卸資産の保管責任を明確にする 必要がある。	1	1			P41
		⑦外部倉庫及び土地を無償で借りていることに ついて 倉庫及び土地の使用料を支払う必要がある。	1				P41
		⑧貸借対照表に関する注記について 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額 の金額を正しく注記する必要がある。	1				P41
		⑨計算書類の附属明細書について 附属明細書として、3つの項目を集約し作成す る必要がある。	1				P42
合計			18	4	22	8	

第5 監査の結果（総論）

① 外郭団体に対する市の指導・監督について（所管部署への意見）

市においては、外郭団体等に関することを取りまとめる部署は財務部行政経営課である。

そのうえで、団体の事業運営を所管する部署が割り当てられている。

しかし、行政経営課は団体に対する市の指導・監督の方法を各所管部署に委ねており、市としての統一的な指導・監督の方針や基準については定めていない。

このため、多くの所管部署は団体からの事業報告を受けるだけの指導・監督にとどまっており、市は団体の経営上の重要事項に対する指導・監督が不十分な状況にある。

実際、監査人が各団体への監査を実施した結果、団体の組織体制、責任、服務、会計及び資金の管理・運用など経営上の重要事項について、不備が検出されている。

そのため、行政経営課は具体的な指導・監督の方針や基準を策定し、所管部署の団体に対する指導・監督を支援することが望ましい。

② 社会福祉法人岡崎市福祉事業団の総括的所管部署について（所管部署への意見）

市では、外郭団体の指導・監督については、各団体の所管部署が行うこととなっている。

しかし、社会福祉法人岡崎市福祉事業団に対して総括的に所管している部署は現在ない。

総括的に団体を所管している部署を適切に割り当て、団体の事業経営を総括的に指導・監督を行うことが望ましい。

③ 市の団体に対する関与のあり方検討体制について（所管部署への意見）

市の外郭団体の一つである株式会社岡崎情報開発センターは、令和2年度から令和6年度まで5期連続して営業損失を計上しており、この5期で利益剰余金が17,681千円減少している。そのため、このまま損失が継続すれば資本欠損や債務超過になるおそれがある。すなわち、現在又は将来の経営の悪化が判明している状況と言える。

しかし、この状況が、外郭団体を取りまとめる部署である行政経営課に通知される仕組みがない。そのため、行政経営課の担当職員はこの状況を関知していなかった。

経営健全化を検討するのは、団体が債務超過になってからでは遅い。債務超過という最悪の結果になる前から、経営健全化を行い、債務超過を回避できるような体制を整えることが望ましい。

そして、経営健全化には、行政経営課も一緒に取り組むことが望ましい。

第6 監査の結果（各論）

1 岡崎市土地開発公社

① 出納主任の任命について（団体への指摘）

出納主任に関して、理事長による任命の書面の記録が確認できなかった。規程では「理事長が命ずる」とするのみで書面が必須とは明記していないため、違反であるとまでは言えないが、任命の証跡が不十分である。

② 有利子負債の削減について（団体への意見）

団体は、公有地の先行取得を行う資金を調達するため、市中金融機関からの借入を行っている。

令和6年度末現在では、約956,871千円の借入を行っている。これにより、令和6年度で支払った利子の総額は2,631千円となっている。

一方で、団体は資金の一部を定期預金として運用している。これにより令和6年度で受け取った利子の総額は7千円である。

団体に、当該資金の保有目的について質問したところ、この運用している定期預金については、事業の運営資金に用いられているものではなく、特に使途が定められているものでもないとのことであった。

そのため、団体は利用目的のない資金を利用した有利子負債の削減を検討することが望ましい。

③ インターネットバンキングの権限設定について（団体への指摘）

団体のインターネットバンキングの利用状況を調査したところ、経理職員に付与された利用者IDのいずれにも振込登録及び振込承認の両方の権限が付与されていた。そのため、担当者2名それぞれが振込登録及び振込承認を一人で行うことができる状況となっていた。

また、インターネットバンキングの利用権限について、明文化された規程等がなかった。

振込登録及び振込承認の両方の権限が付与された利用者IDにより、振込登録及び振込承認を一人で行うことができる状況は、組織的なチェックを経ずに振込を行うことができるため、不正な振込を行うおそれがある。そのため、利用者ID

により振込登録権限と振込承認権限を適切に区分する必要がある。

このように権限を区分することは、不正な振込リスクを低減させるための基本的な内部統制である。区分されていない状況は内部統制上の重大な欠陥であり、早急な改善が求められる。

④ 保管金（予納金）の還付に係る会計処理について（団体への意見）

団体は、令和6年度において還付された手数料497,212円について、事業外収益の区分において雑収益として計上している。

収益は、財又はサービスと交換に権利を得る対価である。本件において手数料はいったん団体が納付したものの、実質的には市が負担しているため、その還付された手数料497,212円を受け取る権利は、市にあるものと考えられる。実際、団体は還付された手数料を令和7年度に市に返還する予定である。

そのため、団体は還付された手数料を収益として計上するのではなく、市への返還を前提に預り金として処理することが望ましい。

2 社会福祉法人岡崎市福祉事業団

① 送迎者運転手当の支給について（団体への指摘）

（こども発達支援センター）

団体は、送迎者運転手当を支給することを定めており、利用者の送迎のため運転に従事した職員に対して手当を支給することとなっている。

こども発達支援センターでは、送迎運転を行った記録簿として、「運転日誌兼旅行命令簿運行前点検表」を作成し、利用日ごとに送迎を行った職員、走行距離、運転前点検などを記録、整理している。

しかし、「運転日誌兼旅行命令簿運行前点検表」に送迎記録があるにもかかわらず、手当が支給されていない事象（支給漏れ）が複数件、検出された。

早急に事務体制の改善を検討する必要がある。

（本部）

本部は、各施設における手当の支給事務の確認を定期的に行っていない。

今回の事象はこども発達支援センターにおける支給事務の誤りではあるが、同様の事象が、監査対象以外の施設で生じているおそれもある。つまり、今回の事象はこども発達支援センターだけの課題ではなく、各施設も含めた法人全体の課題であると言える。そのため、法人全体として、同様の事象が再発しないよう、再発防止策を検討する必要がある。

② 固定資産管理シールの貼付ルールについて（団体への意見）

（年金者住宅ゆとりの里）

団体は、各施設が固定資産を取得した際に、総務課で固定資産台帳に登録するとともに固定資産に貼付するための固定資産管理シール（以下、シールと記載する。）を発行して各施設に送付し、各施設の担当者が固定資産にシールを貼付することとなっている。

しかし、下足入れ等、一部シールが剥がれている固定資産があり、剥がれたシールは保管されていなかった。

シールの剥がれを確認した場合、直ちに本部に連絡して新しいシールを貼付することが望ましい。

3 公益財団法人岡崎幸田勤労者共済会

① 会員数の拡大について（団体への意見）

直近3年の詳細な事業所数及び会員数の推移は表のとおりである。事業所数は年々減少、会員数は年度によって増減しており、直近3年においては概ね横ばいの状況である。

直近3年の事業所数及び会員数の状況

	年度	年度初	入会	退会	年度末	増減
事業所数	令和4年度	669 社	12 社	22 社	659 社	△10 社
	令和5年度	659 社	17 社	28 社	648 社	△11 社
	令和6年度	648 社	14 社	34 社	628 社	△20 社
会員数	令和4年度	7,814 人	704 人	631 人	7,887 人	+73 人
	令和5年度	7,887 人	828 人	758 人	7,957 人	+70 人
	令和6年度	7,957 人	676 人	797 人	7,836 人	△121 人

（出典：団体提出資料より監査人作成）

団体は、商工まつりや産業まつり等への出展及び現会員からの紹介により、団体の認知度アップ及び会員数の拡大に努めている。しかし、主として、廃業に伴う事業所の退会数が入会数を上回っていることにより、会員数を拡大できていない状況にある。また、団体は事業所数及び会員数について、将来的にどの程度拡大するのかについて具体的な目標設定を行っていない。

団体は事業計画及びその成果を図るため、将来的に会員数をどの程度拡大するのかについて目標設定することを検討することが望ましい。その上でその目標を実現するための施策を考え、実施し、施策の効果を検証するというサイクルを回していくことが会員数の維持・拡大の観点から望ましい。

また市も団体と協議を行い、会員数拡大に向けた対策を検討することが望ましい。

② 理事及び評議員の会議の出席状況について（団体への意見）

団体は、理事11名、評議員12名を選任しており、理事会は対面で年に3回、

評議員会は対面で年に2回開催している。

直近3か年度の理事及び評議員の理事会及び評議員会の出席状況について、1名の理事が令和7年5月開催を除き理事会をすべて欠席しており、1名の評議員が全評議員会を欠席している。

団体は、理事及び評議員の就任依頼時に理事会及び評議員会への参加の可否を確認し、理事及び評議員候補者を選定することが望ましい。

また選任された理事及び評議員について、理事会及び評議員会に可能な限り出席するよう働きかけることが望ましい。

③ ホームページにて公表している規程について（団体への意見）

団体は「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」を定め、団体のホームページにて公表している。なお、当規程は令和7年4月1日に、支給の基準となる「非常勤役員及び評議員の報酬額」の報酬額について改正が行われている。

しかし、団体はホームページにおいて公表している当規程の更新を失念し、令和7年9月3日時点で、直近の改正前の平成31年4月1日施行の規程を公表し続けていた。その結果、令和7年4月1日以降に実際に支給された報酬等の金額と令和7年9月3日時点まで団体のホームページにて公表されていた規程上の支給金額との間に乖離が生じていた。なお、現在は改正後の規程がホームページにて公表されており、当該不備は是正済みである。

役員等への報酬の支給金額は、不当に高額なものにならないようにするために基準として定める必要があり、公表が求められていたものである。令和7年度以降において、団体は公表を求められていないものの、ホームページに公表するのであれば、実態に即した最新の情報を掲載することが望ましい。

④ 慶事にかかる祝金の給付について（団体への意見）

令和6年度の還暦及び就学に関する祝金の支給対象者数、支給者数及び支給割合は対象者の6～7割程度となっている。

なお団体は、以前は対象者に対し、祝金の支給対象である旨を手紙にて通知していたとのことであるが、郵送コストもかかることから現在は実施していない。

その代わりに、団体が運用するシステムを各事業所が用いて対象者へ通知をしていただくよう依頼するとともに、会報誌や公式 LINE にて祝金を支給できる旨を発信することにとどめている。

なお、公式 LINE による発信では、会員のうち約 9 % 程度にしか情報が届いていない状況である。

支給対象者への手紙での通知については、郵送コストの点から廃止し、代わりにコストのかからない LINE 等の SNS で情報発信をすることとした団体の判断は合理的なものであると考えられる。

しかし、現状 LINE の登録者は少なく、限られた会員にしか情報が届いていない。また、事業所を通じた対象者への通知も確実に実施されているか不明であり、漏れなく支給対象者に情報が届いていない可能性がある。

したがって、広く会員に福利厚生を行き渡らせるためにも、対象者に適時適切に情報が伝わるような工夫を行うことが望ましい。

⑤ 給付金にかかる会計処理について（団体への意見）

給付金の支払については、団体を経由して行われることから、全労済協会から団体への支払、団体から会員への支払については、一定のタイムラグが生じることとなる。

仮に給付金の支払が 3 月 31 日の年度末を挟む場合、全労済協会から団体への支払は年度内に完了しているものの、団体から会員への支払については、翌年度に行われる場合がある。この点、団体は給付金にかかる会計処理について、発生主義ではなく、現金主義で実施している。したがって、全労済協会から団体への支払にかかる会計処理は年度内に実施し、団体から会員への支払にかかる会計処理は翌年度に実施するため、一連の取引であるにも関わらず、会計処理のタイミングがずれるケースがある。

その結果、団体の決算について、本来であれば年間の給付金収益と支払給付金の金額は一致し、損益に与える影響はないところ、乖離が発生し、給付のタイミング次第で損益が発生している状況にある。これにより、正味財産増減計算書における当期経常増減額にも影響を与えていることとなる。したがって、団体は単に仲介者であるにもかかわらず、会計処理のタイミングにより損益が発生し、結

果として団体の決算を正しく反映できていない状況である。

期末日で全労済協会から団体への支払は完了しているものの、団体から会員に支払が完了していないものについては、発生主義による処理に基づき未払金として計上することにより、正味財産増減計算書の当期経常増減額に影響を与えない会計処理を行うことが望ましい。

⑥ 事業計画書及び収支予算書について（団体への指摘）

団体は、在職中及び老後の生活安定事業にて、各種イベント・余暇活動等の充実を図ることにより、会員相互及び会員家族間の親睦・交流・コミュニケーションがより一層深まることを目指し、各種自主事業、幹旋等を実施している。この幹旋事業においては交通機関の乗車券、食事券等及び物品の幹旋を行っている。

令和5年度及び6年度における当事業の収益及び事業費に関する団体の予算額及び決算額は以下の表のとおりであり、令和6年度については、収益及び事業費とも予算額に対し決算額が大きく上振れし、収支差額のマイナスも予算額よりも膨らんでいる。

（単位：円）

令和5年度	予算額	決算額	予算差額
収益	67,076,000	67,403,050	327,050
事業費	76,588,000	73,356,681	△3,231,319
収支差額	△9,512,000	△5,953,631	3,558,369

（単位：円）

令和6年度	予算額	決算額	予算差額
収益	71,476,000	75,474,025	3,998,025
事業費	81,088,000	88,204,665	7,116,665
収支差額	△9,612,000	△12,730,640	△3,118,640

団体は、定期的に「わくワーク！ニュース」という会員向け広報紙を発行しており、令和6年度において、当広報紙が創刊500号を迎えた。団体はこれを記念し、JCBギフトカード及びスギ薬局商品券について、通常5,000円分の金券を

4,500 円にて斡旋しているところ、4,000 円の特別価格にて斡旋を行った。令和 6 年度の当事業の収支差額が予算額よりも拡大したことは、当特別企画について、事業計画及び予算上織り込んでいなかったことが要因である。

しかし、実際の斡旋数は以下のとおりである。申込組数が予定斡旋組数である 500 組を上回ったものの、団体は広報紙で記載している抽選は実施せず、結果として申込者全員に斡旋を行った。これは、広報紙に記載のとおり抽選を実施した場合、落選会員が今回の特別価格での恩恵を享受できず、当選会員と不公平が生じる点を懸念し、申込者全員に斡旋を行ったとのことである。

これにより、収支差額に合計 2,186,500 円（4,373 組×500 円（特別価格による割引分））のマイナスの影響を与えている。これも令和 6 年度の当事業の収支差額が予算額よりも拡大した要因である。

内訳	予定組数	実績組数	差引	影響額
JCB ギフトカード	500 組	2,659 組	2,159 組	1,079,500 円
スギ薬局商品券	500 組	2,714 組	2,214 組	1,107,000 円
合計		5,373 組	4,373 組	2,186,500 円

（出典：団体提出資料より監査人作成）

したがって、団体は理事会等の承認を受けた事業計画書及び収支予算書には織り込んでいなかった特別企画を実施し、結果として当事業の収支差額について、収支予算書と乖離するマイナスの影響を及ぼしている。

団体は、事業計画上織り込んでいなかった特別企画を突発的に実施し、結果として理事会等の承認を受けた事業計画書及び収支予算書に沿った事業運営を行っていない。このような実務が認められる場合、事業計画書及び収支予算書の理事会等での承認という行為が形骸化してしまうおそれがある。

団体は事業計画書及び収支予算書を作成する際には、入念な計画を策定した上で理事会等の承認を受け、それに沿った事業の遂行を行う必要がある。また、仮に事業計画書及び収支予算書の内容に変更が生じた場合は、再度理事会等の承認を得た上で事業を遂行する必要がある。

⑦ 受取利息の計上漏れについて（団体への意見）

団体は、令和6年度において預金にかかる受取利息7,848円を受領しているが、団体は会計処理を失念し、当該金額を含まない決算書を開示している状況である。

当該受取利息の計上漏れについては、金額的には少額であると考えられるものの、団体は財務諸表をHPで外部に開示している以上、財政状態及び経営成績を誤って開示したこととなり、会員や市民が誤った情報を受け取るリスクがある。また、仮に多額の相違が発生していた場合には、開示資料の信頼性自体を損ない、団体の信頼性も損なうおそれがある。

団体は科目明細と残高証明書の照合確認において、一対一で照合ができる形の資料を作成することが望ましい。

⑧ 小口現金にかかる規程について（団体への指摘）

団体は財務規程で規定した5万円を超過した小口現金を保有しており、財務規程を遵守していない状況である。

団体の業務実態を鑑みると、運営上必要な小口現金は5万円では不足するものと考えられるため、規程に定める金額を実態に即したものに修正する必要がある。なお、過度な現金の保有は避けるべきであり、この点を鑑みた財務規程の修正を行う必要がある。

また、団体職員全員が規程の内容を確認し、それに従った運用をするように意識を改める必要がある。

⑨ 市町から受領する補助金の負担割合について（所管部署への意見）

団体は、岡崎市及び幸田町より補助金を受領している。

団体の令和6年度の補助金受領額は、岡崎市：幸田町＝90%：10%の割合である。当負担割合は、岡崎市勤労者共済会に幸田町が加入した平成26年の両市町の人口割合に基づき、決められたものである。しかし、団体の会員構成割合を見ると、岡崎市：幸田町＝約93～94%：約6～7%となっており、幸田町が実際の会員構成割合よりも多く補助金を負担していることとなる。

補助金の恩恵を享受できるのは両市町の全住民ではなく、団体に加入している

会員のみである。これは補助金の交付目的の観点からも不整合である。

したがって、現在の負担割合においては、幸田町の会員が団体から享受している恩恵以上の補助金を幸田町が負担しているとも考えられ、負担割合が不公平であると捉えられるおそれがある。

団体への補助金の負担割合について、補助金の交付目的を鑑み、両市町の会員数の構成割合等、他の算出方法も検討することが望ましい。

⑩ スーツケースの貸出事業について（団体及び所管部署への意見）

団体は、貸出事業用としてスーツケースを複数台保有しているが、故障中として稼働していないものが5台程度、団体の倉庫に保管されている状況であった。これにより、過去にはスーツケースが足りないことを理由に会員からの申し込みを断る状況も発生していた。

スーツケースが足りないことを理由に、先着順で会員の申し込みを断る状況があったことを鑑みると、スーツケースの修繕を行い、稼働台数を増やすことが望ましい。ただしその場合には追加の費用も必要となることから、費用対効果を検討した上で、修繕を行うのか廃棄を行うのか、スーツケースの取り扱いについて慎重に検討することが望ましい。

また市についても、今回のスーツケース以外にも団体で保管している備品や事業に使用している資産について、管理が適切になされているのか定期的にモニタリングを実施することが望ましい。

⑪ 現金売上の管理について（団体への指摘）

財務規程第15条第3項では、現金売上による回収代金は当日、やむを得ないときは翌日まで金融機関に預け入れる旨の規定がある。しかし、団体では、現金売上について一定金額※となった時点で金融機関へ預け入れている。金額や預け入れの頻度については、慎重に検討を行う必要がある。

※具体的な金額は防犯上の観点から記載していない。

また、団体は現金売上について取扱担当者を1人定め、当該取扱担当者が金融機関へ預け入れを行っている。現金売上の金融機関への預け入れ業務について

は、担当者1名ではなく、複数名にて管理を行うべきである。

⑫ 金庫の鍵の管理について（団体への指摘）

団体では、金庫の鍵について、営業時間中は鍵を金庫の鍵穴に挿したまま、すぐに開錠できる状態とし、終業時に鍵を事務局長の管理する所定の場所に返却することとしている。このような運用に関して、団体では営業時間中の金庫の鍵の管理方法及び保管場所についての具体的な規程はなく、業務慣行として実施している。

鍵の管理については厳重に行う必要がある。

なお、現在は鍵を金庫の鍵穴に挿したままとはしていない。鍵の管理方法及び保管場所について、団体内でルールを定め、運用している。

4 株式会社岡崎情報開発センター

① 経営健全化に向けた取組の支援について（所管部署への指摘）

団体は、5期連続して営業損失を計上しており、この5期で利益剰余金が17,681千円減少している。このまま損失が継続すれば資本欠損や債務超過になるおそれがあることから、経営健全化に取り組むことが必要である。

これに関し、団体は経営健全化計画に従って、売り上げの増加に取り組んでいるものの、その進捗状況は目標に対して遅れている状況である。

この点、市としては経営再建をしっかりとサポートし、経営責任の明確化と徹底した効率化をともに検討されたい。

② 市の団体への関与のありかたについて（所管部署への意見）

教育事業のうち、定期講座受講者及びスマホ講座は60代以上の高齢者に偏っている。一方で、教育事業のうち、特別講座や受託講座では、地域住民向けのデジタルリテラシー講座など、受講者の年齢層も偏りがなく、公益性の高い事業を行っている。

この点、総務省は人口減少、少子高齢化等が進む中、持続可能な地域社会を形成するためには、地域におけるデジタル・トランスフォーメーション（地域DX）を推進することが重要との認識である。

このことから、団体を取巻く事業環境、事業の公益性・公共性を考慮すると、売上構成の割合を今後は定期講座及びスマホ講座から特別講座及び受託講座へとシフトしていくことが望ましい。

また、業務処理事業のうち、市受託事業は一般競争入札による他の民間事業者との入札参加も多い。この状況は、団体の提供するサービスが他の民間事業者の提供するサービスと特に変わらないことを示唆している。また、印刷サービス事業などの他の業務も他の民間事業者の提供しているサービスと類似の事業である。

そのため、団体の行う業務処理事業が、市が公金を出資して行わなければならないほど公益性・公共性が高いものかについては、検討することが望ましい。

なお、教育事業であれ業務処理事業であれ、公益性・公共性が高くないと判断したとしても、安易に団体の事業存続を否定すべきではない。特に団体は業務処理事業を行い、収益を獲得することは団体経営の健全化に寄与する行為であり、事業者として当然の経営努力である。

重要なことは、団体の公益性・公共性が高くない場合に、市として団体とどのように関与すべきかを検討することである。市の団体への出資比率は 50%であり、市は団体の代表取締役を派遣するなど団体経営に大きく関与しているが、団体は他の民間事業者と同様、市の入札に参加している状況を考慮すると、市が団体をうまく活用している状況とは言えない。

そのため、市の団体に対する関与のあり方が適切かどうかを検討することが望ましい。

③ 取締役会の開催頻度について（団体への指摘）

団体の過去 5 年分の取締役会議事録を閲覧した結果、以下のとおり、取締役会は年に 1 回から 2 回の開催にとどまっていた。

年度	回	開催日
令和 2 年度	第 115 回	令和 2 年 5 月 14 日
	第 116 回	令和 2 年 5 月 25 日
令和 3 年度	第 117 回	令和 3 年 5 月 11 日
令和 4 年度	第 118 回	令和 4 年 5 月 13 日
	第 119 回	令和 4 年 5 月 23 日
令和 5 年度	第 120 回	令和 5 年 5 月 11 日
令和 6 年度	第 121 回	令和 6 年 5 月 7 日
	第 122 回	令和 6 年 5 月 21 日

（出典：取締役会議事録より監査人作成）

取締役には、3 カ月に 1 回以上、自己の職務の執行状況を取締役に報告する義務があることから、必然的に取締役会は 3 カ月に 1 回以上開催しなければならない。これは、取締役会は意思決定機関のみならず、監督機関でもあるからであ

る。少なくとも3カ月に1回以上は取締役の職務執行状況を取締役会で報告させ、取締役の職務執行を取締役会が監督するというガバナンスを有効に機能させるべきである。

団体は、過去5年のうち令和3年度と令和5年度とで年に一度の開催にとどまっており、著しく開催数が少ない。これでは取締役会のガバナンスが有効に機能しているとはいえない。

速やかに、法令に従った頻度を取締役会を開催する必要がある。

④ 経営資金について（団体への意見）

団体は、過去にわたって経営資金のうち、90,000千円を定期預金として保有しており、特に経営資金として用いていない。また、特定の設備投資に充てる計画もない。

さらに、経営資金及び自己資本の財務指標について、団体の財務数値と比較した結果、いずれの数値も他の企業平均と比べて著しく上方に乖離している。

このことから、団体は明らかに過剰な資金及び資本金を有していると言える。

過剰な資金及び資本金を団体が保有することには、不正利用や資金流出のリスクが増えるというガバナンス上の課題だけでなく、資金の遊休化リスクも生じる。特に、市の出資した資金が有効に用いられていないということは、岡崎市の出資財産が遊休化しているということであり、市がその分の公金を他の有効な施策に用いる機会を奪っているおそれがある。

そのため、会社は過剰な資金及び資本金の保有を是正することが望ましい。

⑤ 固定資産の管理方法について（団体への意見）

団体は、固定資産取得時に固定資産台帳に記録しているが、各固定資産に固定資産番号を付して管理しておらず、固定資産の現物と固定資産台帳が十分に紐づいていない。

また、団体は、実査リストを利用した実査をしておらず、目視での日常的な現物確認を行っているのみであった。実査リストを作成していないため、実査担当者が現物を確認した証跡及び上長が承認した証跡が残されていなかった。

そのため、固定資産番号管理及びリストを用いた実査を行うことが望ましい。

⑥ 退職給付引当金の計上不足について（団体及び所管部署への指摘）

営業損失となった令和2年度から退職給付引当金計上額の見直しがなされておらず、令和6年度の退職給付引当金計上額は26,304千円であった。令和6年度に本来計上すべき退職給付引当金額は34,992千円であり、8,687千円の計上不足となっている。

令和6年度の営業損失が6,717千円であることを考慮すると、退職給付引当金の計上不足額8,687千円は決して小さい金額ではない。

団体の経営者には、会社計算規則及び企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成する責任がある。その責任を果たすことができるよう、決算内容に誤りがないかを確認する必要がある。

また、所管部署はこのような誤った会計報告が起こらないよう、団体の経理内容を適切に確認する必要がある。

5 公益財団法人岡崎市学校給食協会

① 公印の管理について（団体及び所管部署への意見）

団体は、業務上作成された文書及び金融機関等との取引等に使用する印章を保有しているが、印章の管理責任者、使用範囲及び使用手続き等を定めた印章管理規程を作成しておらず、また印章の使用実績を把握するための印章管理簿等も整備していない。

また市は、団体を含む外郭団体に対するモニタリング方針を定めておらず、補助金申請の添付書類として規程類の提出を受けているものの、その規程類の網羅性までは確認していない。

団体は公益認定を受けている法人である。したがって、内閣府からの通知に従い、必要な内部規程を整備することが望ましい。また、団体は市より補助金及び委託金を受領しており、公費の投入が行われている点も鑑みると、印章の不適切な使用を防止する体制の整備の必要性は、より一層高いものと考えられる。

また、所管部署は団体の印章管理規程の整備を支援することが望ましい。

② 食育イベントの参加料徴収について（団体への意見）

以下の表は、令和6年度に実施された各食育イベントの収支の状況である。団体の実質負担額合計は合計 446,670 円となっており、参加費収入及び国庫補助金による収入で経費が賄えていない状況である。つまり、実質負担分 446,670 円については公費で負担されている。

令和6年度の食育イベント及びその収支状況

イベント内容	経費	参加費収入	国庫補助金	実質負担額
親子料理教室	36,472 円	19,800 円	3,500 円	13,172 円
給食センター探検隊	15,727 円	0 円	7,000 円	8,727 円
田植え体験	154,373 円	18,500 円	53,500 円	82,373 円
稲刈り体験	120,703 円	18,500 円	44,000 円	58,203 円
枝豆収穫体験	128,446 円	57,000 円	32,000 円	39,446 円

搾乳体験	238,644 円	34,500 円	87,000 円	117,144 円
地産地食	116,796 円	14,500 円	2,000 円	100,296 円
こんにゃく作り体験	31,339 円	4,000 円	0 円	27,339 円
合計	842,500 円	166,800 円	229,000 円	446,670 円

（出典：団体資料より監査人作成）

団体は各食育イベントにおいて、参加料として1人あたり500円徴収している。しかし、各食育イベントの申込者人数の状況を鑑みると、団体の実質負担額が発生しない程度に参加料を値上げしても、参加予定人数は十分に確保できるものと考えられる。

したがって、当事業において団体の実質負担額が発生しないように、参加料の金額を検討、もしくは経費内容の見直しを行うことが望ましい。

③ 人事評価及び賃金制度運用に関するコンサルティング業務の委託契約について（団体への意見）

団体は、人事評価及び賃金制度運用に関するコンサルティング業務を年間1,540,000円（税込）で外部業者に委託している。

しかし、現在の団体の委託内容については、人事評価制度に関する研修と職員が立案した年度目標及びその結果の分析が主であるが、外部業者から受領している分析内容は、簡易なものであり、団体自身でも容易に分析できる内容と考えられる。

この点、団体は、当契約にかかる決裁伺いにおいて随意契約にて締結を行って良いかどうかの検討は行っているものの、そもそも団体運営における当該契約の必要性や活用の方針について検討を行っていない。

費用に見合った効果があるのかについて、委託内容を検討することが望ましい。

④ リース取引に関する会計処理誤りについて（団体への指摘）

団体は、令和7年度以降に支払うリース料全額を固定負債の長期未払金として

計上している。これにより、本来1年以内に支払うべきリース料である1,788,996円が存在することを明示できていない。これにより、決算書を閲覧した外部者が団体の財政状態について、誤った情報を受け取るおそれがある。

現行の団体の貸借対照表

流動資産	金額	流動負債	金額
普通預金	238,175,209円	買掛金	135,516,093円
未収金	26,400円	未払金	100,869,294円
		預り金	1,816,222円
合計	238,201,609円	合計	238,201,609円

あるべき貸借対照表

流動資産	金額	流動負債	金額
普通預金	238,175,209円	買掛金	135,516,093円
未収金	26,400円	未払金	100,869,294円
		預り金	1,816,222円
		リース債務	1,788,996円
合計	238,201,609円	合計	239,990,605円

団体は令和7年度に支払うリース料1,788,996円を流動負債、令和8年度以降に支払うリース料8,944,980円を固定負債へ、それぞれ計上し、翌1年以内に支払うべき債務があることを開示する必要がある。

⑤ 貯蔵品の決算手続について（団体への指摘）

団体は、貯蔵品について、決算手続として金額的重要性の判断を実施せず、全額経常費用として処理を行っている。なお、監査人が郵便切手受払簿等の管理簿から算出した令和6年度末における貯蔵品の残高は、切手404,830円、調味料256,632円であり、合計661,462円であった。これは決して、金額的に少額であるとは言い切れない。貯蔵品の期末残高及び市からの委託金を正確に把握するために、期末時点において棚卸を行う必要がある。

⑥ 補助金及び委託金の計算方法について（所管部署への意見）

団体の令和6年度における正味財産増減計算書においては、経常収益と経常費用が一致し、当期経常増減額は0円となっている。

市から受領する補助金及び委託金の計算方法について、団体でかかった費用から自己収入分を控除した金額を差額として受け取ることができる方法の場合、例えば予算金額よりも嵩んだ費用についても市から補填されるため、団体側に費用を削減しようとする意識が働かない。また、自己収入についても、より多くの金額を獲得しようとするインセンティブも働かない。

ただし、学校給食を提供するという事業の性質上、費用の削減ばかりに意識が向きすぎると、そもそもの事業目的に反するおそれがある。したがって、事業目的を適切に達成することはもちろんのこと、その上で効率的な事業運営が実施できる方法を検討することが望ましい。

⑦ 補助金交付要綱の改正について（所管部署への指摘）

補助金交付要綱に従って集計した、令和6年度における団体の正味財産増減計算書の経費項目の合計金額と実際の補助金受領額を比較したところ、882千円の差額が生じている。

なお、補助金の交付申請を行った時点の令和6年度収支予算書においても、同様に935千円の差額を検出した。

当該差額は、補助金の対象となっている食育推進活動費の取扱いについて、補助金交付要綱の記載が誤っていたことにより発生したものである。具体的には、補助金交付要綱では、補助対象経費に食育推進活動費が含まれているが、一方で、実際の補助金申請額（受領額）には食育推進活動費が含まれていない。

補助金交付要綱において、従来は補助金対象経費として食育推進活動費も含まれていたが、令和6年度の予算編成時において、食育推進事業は補助金対象経費から外し、委託費の対象経費とする財源変更を行い、補助金対象経費は人件費だけに限るものとする変更を行った。

市は、当該変更決定に際し、各規程の変更にかかるスケジュールの確認を怠り、その結果、補助金交付要綱の補助対象経費に関する記載の修正について失念

し、実際の補助金申請額（受領額）と相違することとなった。

なお、現在は、補助金交付要綱上の該当記載は正しいものに修正が行われている。

市は、補助金交付内容に修正が生じた場合、適時に補助金交付要綱についても改正を行う必要がある。

⑧ 棚卸作業の実施について（団体への意見）

団体は、ゴミ袋等の消耗品について、棚卸作業を実施していない。

また、調味料については現在、毎月在庫数量の確認は行っているものの、資産の实在性確認ではなく、翌月の購入量の算出という観点で実施されており、また作業自体も担当者1名で実施されていることから、在庫数量のカウントの正確性が担保されていない可能性がある。

団体は、団体が所有する貯蔵品の实在性を確認するため、定期的に棚卸作業を実施し、現物確認を行うことが望ましい。

6 株式会社岡崎さくら電力

① 取締役会議事録への記載について（団体への意見）

団体の経理規程では、「予算は四半期末および期末に予算・実績の差異分析を行い、取締役会へ報告すること」と定められている。

しかし、予算・実績の差異分析については、四半期ごとに口頭で取締役会へ報告されており、取締役会議事録及びその添付書類に当該報告の記録は残されていなかった。

団体は、報告の事実を客観的に証明するために、取締役会議事録等にその内容を記録として残すことが望ましい。

② 押印管理簿の管理について（団体への意見）

団体では、社印などの印章を使用するたびに押印管理簿へ記録を行っている。また、文書管理の一環として、印章規程の以下の規程に基づき、文書管理の点検を実施している。

印章規程

（その他）

② 総務部長は、保管責任者による印章等の適正な管理の実施について責任を負うとともに、その実施状況について年1回以上確認を行うものとする。

団体から提出された押印管理簿を閲覧した結果、印章を使用するたび記録されていた。また、団体への質問の結果、総務部長が毎年1回（例年8月）文書管理の点検を実施しており、その際に帳簿の管理状況も確認をしているとのことであった。

しかし、総務部長が確認を行ったことを示す証跡は残されていなかった。

確認証跡がないことは、責任の所在が不明確となり、内部統制やガバナンスの観点から不十分な状態につながり、内部統制の実効性の低下につながる恐れがある。団体は、押印管理簿の管理状況を確認した事実を示すため、総務部長が管理状況の確認を行った際には、確認証跡を残すことが望ましい。

③ 会計システムの共通IDの利用について（団体への意見）

会計システムの個別の ID を用意しておらず、仕訳起票時には共通 ID のみ使用されていた。その結果、誰がシステム上で起票を行ったのかを特定できない状態であった。

団体は、利用者ごとの個別IDを付与し、認証と操作履歴を記録する仕組みを導入することを検討されたい。

7 株式会社もりまち

① 持続的な組織運営に向けた人材戦略と制度の充実について（団体への意見）

団体には、退職金制度が導入されておらず、持続的な雇用を支える仕組みが十分とはいえない。団体は、長期的な人材確保の観点から人材戦略を検討し、制度整備と組織運営の強化を図ることが望ましい。採用面では、団体の設立目的に共感した林業未経験者からの応募多数見られる。こうした共感を下支えし、より魅力ある職場にし、長期的な雇用につなげるためにも、退職給付や福利厚生など、制度面の充実及び継続的な給与水準の向上が望まれる。

② 経理規程の制定について（団体への意見）

団体では経理規程が制定されておらず、担当者の経験に基づいて業務が行われている状況となっている。そのため会計上の誤りが検出され、またその誤りを事前に防止・是正する措置が取られないといった影響が出てくることとなる。更には、団体の業務が適正に行われていることを所管部署が確認するにあたっての指標が明確でなく、モニタリング機能が十分に発揮されていない状態となっている。

③ 決裁権限規程及び稟議書等による承認記録の保存管理について（団体への意見）

団体では、物品の購入や契約の締結など、意思決定を伴う業務について、週1回のスタッフミーティングや、社長への口頭による確認を通じて事前承認を得たうえで、発注等の業務を進める運用がなされている。

物品の購入等事前承認を得ているものの、業務の種類や金額に応じた承認プロセスや決裁権限に関する明確なルールが定められておらず、意思決定の運用に統一性を欠いている。

決裁ルールが不明確な状態が継続することは、意思決定の透明性や責任の所在が不明瞭となることにつながる。そのため、団体は業務の種類や金額に応じて、決裁権限を明確に定めた規程を策定することが望ましい。

また、団体では稟議書等による承認記録の文書化といった、意思決定の過程を裏付ける仕組みが機能していない状況にある。そのため、団体は稟議書等による

承認記録の保存体制を構築することが望ましい。

④ 仕訳起票（会計記録）と出納（現金・預金管理）の職務分離について（団体への指摘）

団体の経理実務は、伝票起票については業務内容や状況に応じて、団体の担当者または外部委託先の担当者が行っている。

一方で、小口現金による出納業務は団体の担当者が行っているものの、銀行振込などの出納業務は、外部委託先の担当者が一貫して担当している。

業務分担		団体担当者	外部委託業者
伝票起票		○	○
出納業務	小口現金による出納業務	○	-
	銀行振込による出納業務	-	○

（出典：団体資料より監査人作成）

団体は、仕訳起票と出納業務を別の担当者が行う体制を構築しなければならない。これは、業務の牽制機能を確保し、不正や誤処理のリスク低減のため不可欠である。

このように担当者を区分することは、横領などのリスクを低減させるための基本的な内部統制であり、区分されていない状況は内部統制上の重大な欠陥であり、早急な改善が求められる。

⑤ インターネットバンキングにおける権限分離について（団体への指摘）

団体では、インターネットバンキングでの送金について、外部委託先の担当者 1 名が振込登録および振込承認の両方の権限を保有していた。その結果、1 名の担当者が単独で送金処理を完結できる体制となっており、不正送金や誤送金のリスクが相当程度高い状況にある。

団体は、インターネットバンキングの利用にあたり、システム上で振込登録と振込承認の権限を分離し、それぞれ異なる担当者に権限を付与しなければならない。このように権限を区分することは、不正な振込リスクを低減させるための基本的な内部統制である。現状のように 1 名で振込までを完結できる体制は、内部統制上重大な欠陥であり、早急な改善が求められる。

⑥ 契約未締結のまま外部倉庫に自社在庫を保管していることについて（団体及び所管部署への指摘）

販売用の木材等の保管場所について、団体と、岡崎市及び岡崎市森林組合との間で賃貸借契約が締結されていない。現状は三者それぞれが無償で貸し借りを行っている状態であり、倉庫の管理責任が曖昧であることから、棚卸資産である木材の保管責任を持つ当事者が明らかになっていない。

団体が他者の財産を使用する際は契約により権利を明確にし、市が出資している団体の棚卸資産等の財産について毀損した場合の責任関係を明確にする必要がある。

また、市の所管部署は、土地・建物のそれぞれの所有関係を整理する必要がある。

⑦ 外部倉庫及び土地を無償で借りていることについて（団体への指摘）

団体は木材等の保管のために近隣の岡崎市及び岡崎市森林組合の倉庫及び周辺の土地を無償で使用している。

無償で行う行為は、本来会社が得るべき利得を放棄することで相手方に利益を供与していることと同義である。岡崎市所有の倉庫を無償で借りることによって岡崎市民の財産が不当に安価に使用されていることとなり、市民の税金が不適切に使用されていることになる。仮に使用契約を締結した場合でも、無償であった場合は、一般的に当事者の信頼関係に依存しているため、法的な拘束力が弱いとされることが多く、トラブルが生じた場合の解決が難しくなることから、有償で借りる必要があると考えられる。

そのため、一般的に妥当と考えられる金額を対価として使用料を支払う必要がある。

⑧ 貸借対照表に関する注記について（団体への指摘）

会社計算規則第79条第1項において、各有形固定資産に係る減価償却累計額は、原則として当該各有形固定資産の項目に対する控除項目として減価償却累計額の項目をもって表示することとされている。

しかし、同条第2項において、各有形固定資産に係る減価償却累計額を当該各

有形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示できるとされている。

団体の第3期の決算書を閲覧した結果、本表の有形固定資産の表示において、減価償却累計額を直接控除していたにも関わらず、当該注記項目における金額を『-円』と記載していた。

有形固定資産から直接控除した減価償却累計額を正しく注記する必要がある。

⑨ 計算書類の附属明細書について（団体への指摘）

会社計算規則第117条において、非公開の株式会社である場合は、有形固定資産及び無形固定資産の明細、引当金の明細、販売費及び一般管理費の明細の作成が求められる。

団体の第4期の計算書類の附属明細を閲覧した結果、引当金の明細のみ記載されており、固定資産の明細及び販売費及び一般管理費の明細が不足していることを検出した。具体的には、固定資産の明細については工具器具備品を保有しているものの作成が漏れており、販売費及び一般管理費の明細については作成していたものの、会計ソフトで出力したことでデータ上は計算書類の一部とされてしまっており、計算書類の附属明細に含まれていなかった。

団体は、附属明細書として、3つの項目を集約し作成する必要がある。

以上